

企画趣旨

安田拓人

1 責任とは何か、を問うことは、刑事制裁・刑罰の成り立ちを問うことであり、刑法学にとってはその根幹をなす最も重要な問いである。責任とは、非難の意味合いを含んだ、構成要件該当違法な行為に対する反作用であるというところまでは、大方の合意が得られているが、そこでいう「非難」がどのような内実を持つかが、すでに激しい議論の対象となっている。他行為可能性を基礎とした考え方と、それを基礎としない考え方との間での、古くから闘わされてきた議論は、刑法解釈論上の具体的な問題解決との関わりでは、後者もまた、責任能力における制御能力要件および適法行為の期待可能性要件を認めてきたことから、見かけほどの差異をもたらしてこなかったが、それが理論的に徹底を欠いたものであったことは否めないように思われる。後者の立場からは、それを貫いたときに展開されるべき責任論の姿を示すことが求められていたと言えよう。

樋口亮介「責任非難の意義」は、すでに責任能力論において他行為可能性を本質とする制御能力の要件を疑問視する立場から論陣を張っておられる論者が、違法性の錯誤論、量刑論を主な検討対象として、そこで問題となる考慮要素を捉える複数の視座を析出し、それらをまとめ上げるというアプローチにより、責任論の全体像に迫ろうとする意欲的な作品に仕上がっている。これは、責任の理論的基礎から演繹される少数の命題から、すべてを説明しきろうと苦闘し、困難な状況に陥っていた従来の責任論にとって、その殻を破るために起爆剤となりうるものであり、真摯に向き合うことが求められる。

2 他方で、他行為可能性を基礎とした考え方には、依然として広く支持されているが、他行為可

能性がそもそも認められるのか、認められるとしてそれは実際の裁判において立証可能かという古くからの問題が解決されているわけではなく、近時では「脳科学・神経科学からの挑戦」を受けている状況にある。神田宏・以倉康充「神経科学が刑事責任論に及ぼす影響について」は、この問題に以前から取り組んでおられた神田教授が、新たに以倉医師（精神科）との協働のもと、この問題に概観を与えられるとともに、神経科学が対象の可視化をもたらすことが責任能力判断に及ぼすボテンシャルについて言及されるほか、神経科学の進展によっても相対的応報刑論が維持可能たりうることが論じられている。

また、この立場からは、責任の要件は、違法性の意識の可能性とそれに従った犯行の制御可能性の2つから成り立つことになり、責任能力、違法性の錯誤、期待可能性の問題がこれにより解決されることになるが、例えば、責任論の応用・発展問題とも言える量刑論に目を転じると、この切り口だけでは十分に問題を捉えきれないうらみがありうるのであり、「量刑責任」を捉える視座には、もう少し多様なものがありうるのではないかについては、別途検討が必要となるところである。

さらに、この立場から責任非難の要件とされる認識可能性・制御可能性は、例えば、幻覚妄想に直接支配された犯行に際しては失われる結果、心神喪失が認められるものと考えられているが、その影響が一定程度にとどまったとき、当該幻覚妄想のどこをどのように捉えて、心神耗弱と完全責任能力を限界づけていくのか、といった各論的な分析になると、議論の蓄積は格段に乏しくなるのが実情である。小池信太郎「妄想と責任非難」は、量刑論の第一人者であると同時に、その緻密な判例分析において定評のある筆者が、副題にあ

るおり「妄想性障害と責任能力に関する裁判例の動向」を精緻に分析することにより、このゾーンへの寄与を試みたものであり、責任能力に関する判例研究の範となりうるものである。こうした「存在としての判断基準」が析出されたことを受けて、実体刑法理論における責任非難の意義を踏まえた「当為としての判断基準」の解明していくことは、読者一人ひとりの課題ともなろう。

3 以上は、もともとの企画の趣旨では、他行為可能性に基づく責任の維持可能性を分析軸・対立軸として設定してのものであり、こうした観点から読み解いてみることも、1つの関心の対象とされてよいはずである。

さらに、本特集では、以上のような理論刑法学からの検討に对象を限定することなく、より多角的に、責任を問うことの意味について深く考えるため、刑事裁判官、学者、精神医学者にも寄稿をお願いしている。

まずは、刑事裁判において日々行われている、責任非難を加える、責任を問うという実践がどのような基本的理解に立脚して行われているのかを知ることは、この問題を考えるために不可欠の知見であろう。園原敏彦「責任と量刑実務」は、平成21年度司法研究「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」に参画された筆者が、「行為責任の重さを量る」という営みがいかなるものであるのかを明確に言語化されるものであり、貴重なご貢献である。

続いて、責任を問うという営みについて深く考えている隣接諸科学の英知を参考させて頂くべく、哲学における議論の動向を紹介頂くとともに、精神障害者の責任能力判断への関わりを通じて、責任を問われるべき主体とは何かについても考えざるを得ない立場にある、司法精神医学の立場からも、ご議論を頂戴している。筆者の考えでは、当該分野の特定の主張だけを聞き、それに影響されて刑法学の議論を組み立てることは、その特定の主張との一蓮托生関係に自らを陥らせることとなりかねず、大きなリスクを伴うが、他方で、隣接諸科学における議論のコアな部分を咀嚼し、それを参照点として、自らの見解の理論的基礎を検証してみる作業は不可欠のものであるよう感じられる。

鈴木貴之「哲学における責任の問題」は、これまで「(ある種の) 悪は病気なのか?」(アカデミア、人文・自然科学編10号(平成27年) 107頁以下) と

いった問題に取り組んでこられた哲学者である論者が、責任を問うという営みが現代の科学的世界観のもとでも維持可能かにつき、極めて分かりやすい形で概観を与えられるものである。刑事责任論の議論は、ここで描かれる明瞭な布置図と鈴木教授による問題提起を正面から受け止めたものでなければならぬように思われる。

岡田幸之「精神医学がいう「異常」と法律判断」は、昨今の責任能力・精神鑑定をめぐる判例実務の動向に大きな影響を与えておられる、司法精神医学の第一人者である論者が、責任を問われるべき「正常」とは逆の「異常」の側からの検討を行うことにより、翻って刑事法学・刑事司法の側で問われるべき「責任」の意義を詰めていく作業の必要性を浮き彫りにされる労作である。責任能力判断や量刑判断において、精神障害が影響を及ぼすことは明らかであるが、その何がなにゆえにどのように影響すると考えるべきかは、精神医学側ではなく法律側が考えるべき問題なのである。本稿は、法律側の人間が陥りやすい誤りを丁寧に指摘し、刑法上の責任にとって重視されるべきではないかと思われる事情についても重要な示唆が数多く含まれており、研究者のみならず実務法曹にとっても必読のものとなっている。

4 最後に、責任は刑罰の正当化根拠であり、刑罰は処分と対置される存在である。伝統的には、責任は回顧的非難であり、処分は展望的予防であるとして、本質的にも異なるものと整理されてきたが、刑罰の正当化根拠としての応報刑論が一時期弱まったのに連れて、両者の関係は必ずしもはっきりしない部分も生じてきている。山中友理「責任論に代わる刑事制裁の根拠論と限定論」は、こうした問題意識をも踏まえつつ、処分の正当化根拠、刑罰と処分の異同等につき、ドイツの状況を踏まえて論じるものである。本企画が全体として、責任の存在を問うものであるのに対し、本稿は、その内実の解明を目的とするものとして位置づけられている。

5 責任の意義については、来年度の日本刑法学会第96回大会(平成30年5月26日・27日：於関西大学)の第1分科会・共同研究「精神の障害と責任能力・量刑の判断(仮題)」でも、樋口・小池・岡田・園原の各先生にご登壇頂き、本特集を踏まえて、さらなる検討を行う予定になっている。併せてご期待頂ければ幸いである。

(やすだ・たくと 京都大学教授)